

静 情 審 第 2 4 号  
平成22年9月27日

静岡県代表監査委員 様

静岡県情報公開審査会  
会 長 興 津 哲 雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成22年2月4日付け監査第93号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

静岡空港南側民有林の誤伐採等に関する監査結果等の部分開示決定に対する  
異議申立て（諮問第166号）

## 別紙

### 1 審査会の結論

静岡県監査委員が非開示とした部分のうち、「立木所有者の氏」、「立木所有者代理人の氏」、「笹竹等が生長した土地の地権者の氏」及び「前空港建設事務所長の氏名」を開示すべきである。

### 2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成 21 年 12 月 8 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成 12 年静岡県条例第 58 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、静岡県監査委員（以下「実施機関」という。）に対し、「今年 10 月 2 日に県が公表した静岡空港隣接私有地における立ち木の無断伐採に係る監査結果起案文書類一式及び当該監査のための調査復命書、口頭記録簿等の調査関連書類」の開示を請求し、同日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求書に対応する公文書として、「静岡空港南側民有林の誤伐採等に関する監査について次に掲げる公文書」（以下「本件公文書」という。）を特定した。
  - ア 監査結果：静岡空港南側民有林の誤伐採等に関する監査について
  - イ 起案：監査結果について
  - ウ 調査書
  - エ 建設部空港局：本監査質疑応答録
  - オ 建設部空港局本監査資料：静岡空港に係る県有地に隣接する民有林の誤伐採
  - カ 静岡空港建設事務所：本監査質疑応答録
  - キ 静岡空港建設事務所本監査資料：静岡空港における県有地に隣接する民有林の伐採
  - ク 関係人調査復命書（特定の株式会社）
  - ケ 関係人調査復命書（立木所有者代理人）
  - コ 関係人調査復命書（前空港建設事務所長）
  - サ 関係人調査復命書（笹竹等が生長した土地の地権者）
  - シ 聞き取り復命書（国土交通省東京航空局）
- (3) 平成 21 年 12 月 22 日、実施機関は、本件公文書の一部について条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当するとの理由で非開示とする、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (4) 平成 21 年 12 月 25 日、実施機関は、本件処分の非開示部分を一部追加する部分開示決定（以下「本件変更処分 1」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (5) 平成 22 年 1 月 4 日、異議申立人は、本件処分及び本件変更処分 1 を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、平成 22 年 1 月 5 日、実施機関は、これを受け付けた。

(6) 平成 22 年 5 月 18 日、実施機関は、本件処分及び本件変更処分 1 の非開示部分のうち、「誤伐採した土地の字名」、「施行箇所の子名」、「建設工事箇所の字名」及び「受渡場所の字名」（以下「誤伐採に係る土地の字名」という。）について、静岡県建設部空港局が当該字名を公表したことから、これを開示するとした部分開示決定（以下「本件変更処分 2」という。）を行い、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分及び本件変更処分 1 を取り消し、実施機関が非開示とした部分の開示を求めるといふものである。異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 「立木所有者の氏」及び「笹竹等が生長した土地の地権者の氏」の情報は、知事定例記者会見を記録した県ホームページで公開されている。県ホームページ上で公にした後の請求に係る当該非開示個人情報の開示の可否について明確にされたい。
- (2) 「立木所有者代理人の思想及び信条」の情報についての、実施機関の説明は、不十分であり、首肯し難い。
- (3) 「立木所有者代理人の要望事項」の情報は、個人のいかなる権利利益が危険にさらされるのか明確ではなく、首肯し難い。
- (4) 「立木所有者代理人の外出に関する用件」の情報については、実施機関の非開示の見解を是認する。
- (5) 「特定の個人の職業を示す情報」については、実施機関の非開示の見解を是認する。
- (6) 「誤伐採した立木の補償額（未確定数値）」の情報については、実施機関の非開示の見解を是認する。
- (7) 「誤伐採に係る土地の字名」の情報については、開示公文書中の誤伐採箇所の図面から地番の特定は困難であっても字名の特定は容易である。本件において、土地登記簿の情報については個人特定のおそれを主張しているが、「字名」こそ「広く刊行されている新聞、雑誌、書籍や図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報等」で判明する事実を無視した実施機関の主張は、本末転倒した矛盾する主張といふべきである。
- (8) 「業者の従業員の氏名、役職等」の情報については、実施機関の非開示の見解を是認する。
- (9) 「前空港建設事務所長の氏名」の情報については、前所長は在職時の職務に関する聴取に任意にこれに応じたものと認められるところ、退職者は「公務員」に該当せず、個人情報として非開示情報であることなどを主張して争った事案の裁判例によれば、「公務員として在職していた時の職務に関連する事柄について、規則、要領等の法的根拠に基づいて意見を求められるなどして関与した場合には、当該公務員がその時点で退職していたとしても、退職した当該公務員が述べる意見は、公務

員の職務に関する情報と同質のものであって、強い公益性が存することに変わりはない。(中略)したがって、その公益性にかんがみると、公務員等の職務に関する情報に準ずるものとして「個人に関する情報」からは除外されると解するのが相当である。」と判示されており、「前空港建設事務所長の氏名」は開示すべきである。また、「前空港建設事務所長の氏名」は、人事異動の際の公表や職員録をもって、慣行として公にされた情報というべきであり、開示すべきである。

- (10) 「前空港建設事務所長の勤務先の名称及び所在地」の情報については、調査場所として公開すべきであり、審査会のインカメラ審理による判断を求める。
- (11) 「関係人調査復命書(特定の株式会社、立木所有者代理人、前空港建設事務所長及び笹竹等が生長した土地の地権者に係るもの。以下同じ。)の質疑内容」の情報について、実施機関は、質疑内容が一体的なものであると主張するが、質問事項と応答事項は明確に区分されており、これら質問情報を開示しても特段の支障の生じるおそれがあるとは認められず、開示すべきである。本件のように質問と回答が明確に公文書上区分表記され、かつ質問内容に情報の有意性が独立して認められる場合は原則開示・例外非開示の条例の趣旨に沿って部分開示すべきである。また、実施機関が主張する正確な事実の把握を困難にするおそれについても、これら質問情報を開示しても特段の支障の生じるおそれがあるとは認められない。さらに、前空港建設事務所長に係る関係人調査復命書の質疑内容については、公務員等の職務に関する情報に準ずるものであり、県の幹部職員たる地位にあり、その当時の職務に関して供述した内容が記された関係人調査復命書については、純粹に私的な供述部分を除き、そのすべてを公開すべきである。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「「立木所有者の氏名」、「立木所有者代理人の氏名」、「両者(立木所有者と同代理人)の関係」、「隣接地の地権者の氏名」、「隣接地の所有者の氏名」及び「笹竹等が生長した土地の地権者の氏名」(以下「立木所有者の氏名等」という。)の情報

立木所有者の氏名等の情報については、個人の氏名や、立木所有者と同代理人の関係を示す情報であり、開示することにより特定の個人が識別されることから、条例第7条第2号に該当する。

- (2) 「立木所有者代理人の思想及び信条」に関する情報

立木所有者代理人の思想及び信条に関する情報は、特定の個人の思想及び信条を示す情報であり、これを開示することは個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号に該当する。

- (3) 「立木所有者代理人の要望事項」の情報

立木所有者代理人の要望事項の情報は、特定の個人が空港建設事務所に対して

行った要望内容を示す情報であり、これを開示することは個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号に該当する。

(4) 「立木所有者代理人の外出に関する用件」の情報

立木所有者代理人の外出に関する用件の情報は、開示することにより、個人的な行動の状況が明らかになり、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号に該当する。

(5) 「特定の個人の職業を示す情報」

特定の個人の職業を示す情報は、当該地域では就業者数の多い職業ではないため開示することにより、特定の個人が識別される可能性があり、また個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号に該当する。

(6) 「誤伐採した立木の補償額（未確定数値）」の情報

誤伐採した立木の補償額（未確定数値）の情報は、特定の個人所有の立木評価に関する情報であり、個人の財産の状況を開示することは個人の権利利益を害するおそれがある。また、立木の補償額を開示することは、用地補償交渉において、相手方との信義則に反する行為であり、県が交渉を進めるに当たって、円滑な交渉の支障となるおそれがある。したがって、条例第7条第2号及び第6号に該当する。

(7) 「誤伐採に係る土地の字名」の情報

平成21年度当時の静岡県空港部記者発表資料によれば、誤伐採に係る土地の地番は公表されたが、誤伐採に係る土地の字名は公表されていない。誤伐採に係る土地の字名を開示すると、公表された地番などから誤伐採した土地が特定され、土地登記簿の情報と照合することにより、所有者個人が識別される。したがって、条例第7条第2号に該当する。なお、誤伐採に係る土地の字名については、静岡県建設部空港局が当該字名を本件処分後に公表したことから、本件変更処分2により開示した。

(8) 「業者の従業員に係る「氏名」、「役職」、「印影」、「生年月日」、「現住所」、「最終学歴」、「資格登録番号」及び「登録年月日」（以下「業者の従業員の氏名等」という。）の情報

業者の従業員の氏名等の情報は、開示することにより特定の個人が識別される。また、個人の経歴に関する情報であり、これを開示することは個人の権利利益を害するおそれがある。したがって、条例第7条第2号に該当する。

(9) 「前空港建設事務所長の「氏名」及び「勤務先の名称・所在地」（以下「前空港建設事務所長の氏名等」という。）の情報

前空港建設事務所長の氏名の情報は、退職後の個人の氏名であり、開示することにより特定の個人が識別される。退職後の個人に関する情報は、在職時の情報とは明確に区別すべきであり、当時の人事異動の公表や職員録に記載があるとしても、在職時の必要性から行われているものであり、だれもが「前空港建設事務所長の氏名」を知り得る訳ではなく、退職後についても慣行として公にされていると考える

ことはできない。また、前空港建設事務所長の勤務先の名称及び所在地の情報は、退職後の個人の職業活動に関する情報であることから、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがある。また、調査場所として開示したとしても、当該個人の退職後の勤務先として認識される可能性が高く、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがある。したがって、条例第7条第2号に該当する。

(10) 「関係人調査復命書の質疑内容」の情報

関係人調査の質疑内容は、個人の記憶や考え方に基づく陳述であり、これを開示することは個人の権利利益を害するおそれがある。関係人調査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第8項の規定に基づき実施したものであり、同項は「監査のため必要があると認めるときは、関係人について調査することができる」と規定しているところ、関係人がこれに応じない場合において、これを強制することはできないものである。このため、関係人調査は関係人の理解と協力のもとに行われており、その基礎となるのが関係人の実施機関への信頼である。関係人調査を実施する上で、不特定の第三者の傍聴を許したことはなく、その復命書を公表したり、公文書開示請求に対してこれを開示したこともない。関係人は、第三者が介在しない場面においてこそ、事実関係等を詳細かつ率直にきたんなく実施機関に陳述することができ、その陳述により実施機関は監査を実施するための正確で有益な情報を把握することができる。その質疑内容を開示することとなれば、関係人との信頼関係が損なわれるとともに、今後の監査において、関係人が調査に応じることをちゅうちょしたり、詳細かつ率直、きたんのない陳述を得られにくくなって、正確かつ詳細な事実の把握が困難となる。また、関係人調査における質問事項は、質疑応答として応答内容と一体のものである。質問事項は特定の個人に対してどのような内容の聴取が行われたかという情報であり、開示することにより個人の権利利益を害するおそれがある。

また、前空港建設事務所長の関係人調査復命書の質疑内容等について、異議申立人は、条例第7条第2号ただし書ウに該当し開示すべきと主張するが、当該規定は、現職の公務員等のみが該当するものであり、退職後の元公務員までを含めるものではない。当該関係人調査は、実施機関の調査に協力するために、退職後に個人として任意に応じたものであり、その行為は公務員等の職務の遂行には当たらず、そこで聴取された陳述内容は、個人の記憶や考え方に基づくものであり、公務員等の職務の遂行に係る情報と言うことはできず、現職の公務員が職務行為として監査の調査に対応する場合とは明確に区別すべきである。これが部分的にでも開示されることとなれば、関係人との信頼関係が損なわれるとともに、今後の監査において正確かつ詳細な事実の把握が困難となり、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

## 5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件公文書の内容等について

実施機関は、地方自治法第199条第1項及び第2項の規定により、普通地方公共団体の財務に関する事項や事務の執行について監査を行うものとされており、その監査の実施に当たっては、実施機関の事務局職員又は公認会計士による事前調査（予備監査）、実施機関による実地監査（本監査）、必要に応じて関係人調査を行い、実施機関の協議会で監査の結果に関する報告を決定している。

本件公文書に係る静岡空港南側民有林の誤伐採等に関する監査の趣旨は、実施機関によれば次のとおりである。

静岡県静岡空港建設事務所は、平成21年2月に実施した静岡空港南側県有地の立木の伐採作業において、隣接する民有地内の立木94本を誤って伐採した。また、同年8月の静岡空港の完全開港直前に、空港西側制限表面部において、新たに笹竹等の支障物件の存在が明らかになった。このため、実施機関は、これらの事案の発生の原因及び対応の適否について、静岡県建設部空港局及び静岡空港建設事務所に対する監査を同年9月及び11月に実施するとともに、併せて関係人調査を同年10月及び11月に実施した。

本件公文書は、上記の静岡空港南側民有林の誤伐採等の監査に関して、実施機関が作成又は取得した監査結果、起案文書、調査書、本監査に係る質疑応答録・資料、関係人調査復命書、聞き取り復命書などである。

(2) 審査の対象

異議申立てに係る非開示情報のうち、「誤伐採に係る土地の字名の情報」については、本件変更処分2により、既に開示されていることから、審査の対象とはしない。

また、異議申立てに係る非開示情報のうち、「立木所有者代理人の外出に関する用件の情報」、「特定の個人の職業を示す情報」、「誤伐採した立木の補償額（未確定数値）の情報」及び「業者の従業員の氏名等の情報」については、実施機関の非開示の見解を是認すると異議申立人はその意見書において主張しており、実施機関と異議申立人との間に争いがないと解されることから、これらの情報については、審査の対象とはしない。

したがって、当審査会は、異議申立てに係る非開示情報のうち、上記の情報を除いた「立木所有者の氏名等の情報」、「立木所有者代理人の思想及び信条に関する情報」、「立木所有者代理人の要望事項の情報」、「前空港建設事務所長の氏名等の情報」及び「関係人調査復命書の質疑応答の情報」を審査の対象とし、その非開示情報該当性について判断することとする。

(3) 条例第7条の非開示情報該当性について

実施機関は、異議申立てに係る非開示情報が条例第7条第2号及び第6号の非開示情報に該当すると主張しているので、以下検討する。

第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除

く。)で、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を非開示情報とした上で、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等(中略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。ただし、当該公務員等の氏名に係る情報を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が警察職員(中略)である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。」のいずれかに該当する情報は開示しなければならない旨規定している。

第6号は、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

なお、同号の「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれると解される。また、同号の「支障を及ぼすおそれ」の「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値するがい然性が要求されると解される。

#### ア 立木所有者の氏名等の情報

実施機関は、立木所有者の氏名等の情報が条例第7条第2号で規定する非開示情報に該当する旨主張しているので、以下検討する。

立木所有者の氏名等の情報は、特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第2号本文に該当する。また、本件処分時においては、立木所有者の氏名等の情報が「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であつたという事情などは認められないことから、実施機関が本件処分時において立木所有者の氏名等を、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないとして非開示としたことは妥当であつたと認められる。

しかし、立木所有者の氏名等の情報のうち、「立木所有者の氏」、「立木所有者代理人の氏」及び「笹竹等が生長した土地の地権者の氏」については、本件処分後に行われた平成21年12月24日及び平成22年3月9日の知事記者会見で公表され、また、現時点においても当該知事記者会見の質疑応答記録が県ホームページにおいて掲載されていることが認められる。

当審査会は、本来、実施機関における処分時の判断の妥当性を判断することと



している。しかし、本件については、本件処分後に行われた知事記者会見において、「立木所有者の氏」の情報などが公表され、その会見内容が現時点においても県ホームページにおいて掲載されているという事情の変化が生じていることから、これらの事情を含めて判断することとする。

したがって、現時点においては、本件処分後に生じたこれらの事情の変化を考慮すれば、「立木所有者の氏名等の情報」のうち、「立木所有者の氏」、「立木所有者代理人の氏」及び「笹竹等が生長した土地の地権者の氏」の情報は、条例第7条第2号ただし書アの「慣行として公にされている情報」に該当すると認められ開示すべきである。しかし、その余の情報については、現時点においても同号ただし書に規定されている公にされている情報などのいずれにも該当しないと認められることから、非開示とすべきである。

#### イ 立木所有者代理人の思想及び信条に関する情報

実施機関は、立木所有者代理人の思想及び信条に関する情報が条例第7条第2号で規定する非開示情報に該当する旨主張しているので、以下検討する。

当審査会において本件公文書を見分したところ、当該非開示部分は個人の信教等に関する情報であり、立木所有者代理人の思想及び信条に関する情報であると認められる。そして、個人の信教等の情報は、通常他者に知られたくない個人の機微に関する情報であるとともに、当該個人の人格と密接にかかわるものであると認められる。また、立木所有者代理人の氏の情報も、既に公表されており、一部の関係者にとっては、当該個人を識別でき得ることも否定できないことにかんがみれば、立木所有者代理人の信教等の情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号本文に該当する。

さらに、立木所有者代理人の思想及び信条に関する情報は、同号ただし書に規定されている公にされている情報などのいずれにも該当しないと認められることから、非開示とすべきである。

#### ウ 立木所有者代理人の要望事項の情報

実施機関は、立木所有者代理人の要望事項の情報が条例第7条第2号で規定する非開示情報に該当する旨主張しているので、以下検討する。

立木所有者代理人の要望事項の情報は、当該代理人と県との誤伐採に係る交渉において、当該代理人が県に要望した具体的な内容を明らかにする情報であると認められる。そして、県との当該交渉時における個人の具体的な要望内容は、一般に他者に知られたくないものであることから、これを公にすることにより、個人の心情を害するものである。また、立木所有者代理人の氏の情報も、既に公表されており、一部の関係者にとっては、識別でき得ることも否定できないことにかんがみれば、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号本文に該当する。

さらに、立木所有者代理人の要望事項の情報は、同号ただし書に規定されてい

る公にされている情報などのいずれにも該当しないと認められることから、非開示とすべきである。

なお、県との交渉時における個人の具体的な要望事項の情報は、これを公にすることにより、当該個人の県に対する信頼を損ない、今後の交渉事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるものであることから、条例第7条第6号の非開示情報にも該当する可能性が考えられるものである。

#### エ 前空港建設事務所長の氏名等の情報

実施機関は、前空港建設事務所長の氏名等の情報が条例第7条第2号で規定する非開示情報に該当する旨主張しているので、以下検討する。

##### (ア) 前空港建設事務所長の氏名の情報

実施機関が非開示とした前空港建設事務所長の氏名の情報は、県を退職した後の当該個人に係るものであり、条例第7条第2号ただし書ウの公務員等の職務遂行情報とは認められないが、既に本件処分により、当該個人の県職員当時の職及び氏名の情報が公務員等の職務遂行情報として開示されており、それが前空港建設事務所長としてのものであることが容易に判別できることから、当該氏名を非開示とする実質的な利益が失われていると認められる。また、当該前空港建設事務所長に当たる氏名は、静岡県職員録等によっても容易に判別できると認められる。したがって、当該氏名は、条例第7条第2号ただし書アの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると認められ、開示すべきである。

##### (イ) 前空港建設事務所長の勤務先の名称及び所在地の情報

当審査会において本件公文書を見分したところ、前空港建設事務所長の勤務先の名称及び所在地の情報は、関係人調査の調査場所として記載されたものであるが、これを公にすることにより、県を退職した前空港建設事務所長の現在の勤務先を明らかにする情報であると認められる。また、既に本件処分により、前空港建設事務所長の県職員当時の氏名が開示され、当該氏名は明らかであることから、前空港建設事務所長の勤務先の名称及び所在地の情報を公にした場合、識別される特定個人の情報の開示となり、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号本文に該当する。

また、前空港建設事務所長の勤務先の名称及び所在地の情報は、同号ただし書に規定されている公にされている情報などのいずれにも該当しないと認められることから、非開示とすべきである。

#### オ 関係人調査復命書の質疑応答の情報

実施機関は、関係人調査復命書の質疑応答の情報について、条例第7条第2号及び第6号で規定する非開示情報に該当する旨主張しているところ、当審査会は、まず、当該情報の第6号該当性について検討することとする。

実施機関が行う関係人調査は、地方自治法第199条第8項に基づき行われるも

のであり、同項は「監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。」と規定している。そして、同法には、関係人がこれらの調査等に応じない場合の罰則規定がなく、強制することもできないことから、関係人に拒否された場合、実施機関がそれ以上の権限を行使することはできないと解されている。

また、実施機関の主張によれば、同法第199条第8項に基づく関係人調査は、非公開で行われ、その質疑応答記録についても公開しないことを前提に行われているとのことであるから、被聴取者は、関係人調査における質疑応答内容が公開されないという実施機関に対する信頼と安心の下に、関係人調査に応じ、個別・具体的な質問に対して、正確かつ率直な回答をしていると認められる。

このような関係人調査について、異議申立人は、その復命書の質疑応答に係る情報を部分的にでも開示すべきと主張する。しかし、関係人調査復命書における質疑応答の情報は、実施機関からの質問事項やそれに対する関係人の回答内容を具体的に記載したものである。その質問事項は被聴取者が有していると思われる知識や経験に応じて、実施機関が個別に設定するものであり、またそれに関する回答も被聴取者の知識、経験、考え方等に基づいてなされるものであるから、その内容は被聴取者の知識、経験、考え方等を反映したものであるのが通常である。したがって、これらを部分的にでも開示した場合、設定された質問から実施機関が被聴取者のどのような知識、経験等に着眼して聴取対象としたのか等が明らかになると認められ、さらに、当該質問に係る回答内容からは、被聴取者の知識、経験、考え方等がある程度推測されるおそれが生じると認められる。また、非公開を前提とした上で応じた関係人調査であるにもかかわらず、質疑応答の情報を公にされることがあるとすれば、一般に関係人にとっては、実施機関に対して不快の念を抱き、ひいては、実施機関が行う関係人調査に対する関係人の信頼を損なうことになることと認められる。

さらに、仮に関係人調査復命書の質疑応答の情報の一部が開示されることとなれば、関係人にとっては、質問事項や回答事項のうち、いずれの部分が開示されることになるのか不明であることから、今後、実施機関が行う関係人調査の際に、全般に、きたんのない率直な回答や具体的かつ正確な回答をすることをちゅうちょすることになるおそれが生じるとともに、質問によって回答を回避し、あるいは、何らの質問を受けることもちゅうちょし、ひいては、関係人調査に応じることを自らを思いとどまってしまうおそれも生じると認められる。

そして、関係人が関係人調査に応じることを拒否した場合、当該調査は、これに応じない場合に罰則規定がなく、強制することもできないことから、当該調査を行うこと自体ができなくなるおそれが生じると認められる。その場合、当該調査に代わる有効な方法もないと考えられることから、今後の実施機関の監査事務

に関して、正確かつ詳細な事実を把握することが困難になるおそれが実質的に生じると認められる。

したがって、関係人調査復命書の質疑応答の情報は、公にすることにより、今後の監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第6号に該当すると認められ、非開示とすべきである。

以上の事情は、被聴取者が元公務員であったとしても、同様であると考えられる。

なお、実施機関は、関係人調査復命書の質疑応答の情報について、条例第7条第2号にも該当すると主張するが、上記のとおり、関係人調査復命書の質疑応答の情報が同条第6号に該当すると判断したことから、第2号該当性について判断するまでもなく非開示とすべきである。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 22 年 2 月 4 日	諮問を受け付けた。	
平成 22 年 3 月 15 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 22 年 3 月 30 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 22 年 4 月 26 日	審議	第 231 回
平成 22 年 5 月 24 日	審議	第 232 回
平成 22 年 6 月 21 日	審議	第 233 回
平成 22 年 7 月 26 日	審議	第 234 回
平成 22 年 9 月 1 日	審議	第 235 回
平成 22 年 9 月 27 日	審議（答申）	第 236 回

審議をした静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
興 津 哲 雄	弁護士	第 231 回～第 236 回
鈴 木 紀 子	弁護士	第 231 回～第 234 回、 第 236 回
根 木 真 理 子	静岡大学教育学部 教授	第 231 回、 第 233 回～第 236 回
望 月 律 子	静岡赤十字病院 副院長兼看護部長	第 231 回～第 236 回
森 俊 太	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第 231 回～第 236 回
山 本 雅 昭	静岡大学法科大学院 教授	第 231 回～第 234 回、 第 236 回